

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年3月13日(2014.3.13)

【公表番号】特表2013-518882(P2013-518882A)

【公表日】平成25年5月23日(2013.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2013-026

【出願番号】特願2012-551997(P2012-551997)

【国際特許分類】

| | |
|---------------|-----------|
| C 07 D 487/04 | (2006.01) |
| A 61 K 31/519 | (2006.01) |
| A 61 P 37/08 | (2006.01) |
| A 61 P 17/00 | (2006.01) |
| A 61 P 17/04 | (2006.01) |
| A 61 P 25/00 | (2006.01) |
| A 61 P 27/02 | (2006.01) |
| A 61 P 11/00 | (2006.01) |
| A 61 P 37/02 | (2006.01) |
| A 61 P 1/04 | (2006.01) |
| A 61 P 19/02 | (2006.01) |
| A 61 P 35/00 | (2006.01) |

【F I】

| | |
|---------------|-------|
| C 07 D 487/04 | 1 4 0 |
| C 07 D 487/04 | C S P |
| A 61 K 31/519 | |
| A 61 P 37/08 | |
| A 61 P 17/00 | |
| A 61 P 17/04 | |
| A 61 P 25/00 | |
| A 61 P 27/02 | |
| A 61 P 11/00 | |
| A 61 P 37/02 | |
| A 61 P 1/04 | |
| A 61 P 19/02 | |
| A 61 P 35/00 | |

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月21日(2014.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

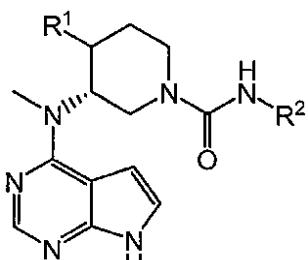
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式Iの化合物：

【化1】



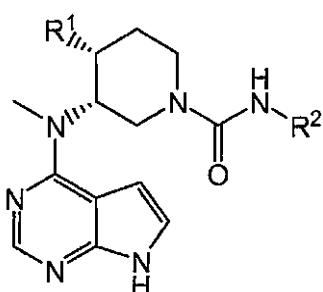
I

または薬学的に許容できるその塩（式中、R¹は、Hまたは-C₁~₄アルキルであり、R²は、-OHまたは-OCH₃によって置換されていてもよいチアジアゾール基である）。

【請求項2】

式IAの化合物

【化2】



IA

または薬学的に許容できるその塩である、請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

R¹が、メチルである、請求項1または2に記載の化合物または薬学的に許容できるその塩。

【請求項4】

R²が、1, 3, 4-チアジアゾール-2-イルである、請求項1または2に記載の化合物または薬学的に許容できるその塩。

【請求項5】

R²が、3-メトキシ-1, 2, 4-チアジアゾール-5-イルである、請求項1または2に記載の化合物または薬学的に許容できるその塩。

【請求項6】

(3R, 4R)-4-メチル-3-[メチル(7H-ピロロ[2, 3-d]ピリミジン-4-イル)アミノ]-N-(1, 3, 4-チアジアゾール-2-イル)ピペリジン-1-カルボキサミドである、請求項1に記載の化合物または薬学的に許容できるその塩。

【請求項7】

(3R, 4R)-N-(3-メトキシ-1, 2, 4-チアジアゾール-5-イル)-4-メチル-3-[メチル(7H-ピロロ[2, 3-d]ピリミジン-4-イル)アミノ]ピペリジン-1-カルボキサミドである、請求項1に記載の化合物または薬学的に許容できるその塩。

【請求項8】

請求項1~7のいずれか1項に記載の化合物、または薬学的に許容できるその塩、および薬学的に許容できる担体を含む医薬組成物。

【請求項9】

哺乳動物におけるアレルギー反応、アレルギー性皮膚炎、アトピー性皮膚炎、湿疹、またはそう痒症を治療するための医薬であって、治療有効量の請求項1~7のいずれか1項

に記載の化合物または薬学的に許容できるその塩を含む医薬。

【請求項 10】

前記治療有効量が、0.01mg/kg体重/日～100mg/kg体重/日である、請求項9に記載の医薬。

【請求項 11】

前記治療有効量が、0.1mg/kg体重/日～10mg/kg体重/日である、請求項9に記載の医薬。

【請求項 12】

前記治療有効量が、0.2mg/kg体重/日～1.5mg/kg体重/日である、請求項9に記載の医薬。

【請求項 13】

前記哺乳動物が、愛玩動物を含む、請求項9に記載の医薬。

【請求項 14】

前記愛玩動物が、イヌである、請求項13に記載の医薬。

【請求項 15】

前記哺乳動物が、家畜を含む、請求項9に記載の医薬。

【請求項 16】

経口、非経口、または局所的に投与される、請求項9に記載の医薬。

【請求項 17】

哺乳動物における神経変性疾患、角結膜炎、慢性呼吸器疾患、自己免疫疾患、炎症性腸疾患、新形成、および関節炎状態を治療するための医薬であって、治療有効量の請求項1～7のいずれか1項に記載の化合物または薬学的に許容できるその塩を含む医薬。